令和6年度(2024年度)消費者行政の実績報告

1 消費生活行政の総合的な推進

(1) 広島市消費生活基本計画の推進

令和5年(2023年)3月に策定した「第3次広島市消費生活基本計画」に基づき、広島市の関係部局、国、県、近隣市町の関係機関、消費者団体、事業者団体等との連携の下、消費者施策を推進した。また、消費者施策の実施状況等について、第1回広島市消費生活審議会において報告するとともに、広島市ホームページで公表した。

なお、計画の着実な実施を図るため、「消費者施策(個別施策)実施状況」を作成するとともに、PDCAサイクルの実施による適正な進行管理を行った。

また、不当な取引行為の指定の変更について、第2回消費生活審議会において諮問を行い、答申を受けた上で、ホームページ等で公表した。

(2) 広島市消費生活審議会の開催

回	開催日	内 容
1	8月29日	【報告事項】 ○ 令和5年度消費者行政の実績報告について ○ 令和6年度消費者行政の事業説明について ○ 「第3次広島市消費生活基本計画」に基づく令和5年度消費者施策(個別施策)実施状況について ○ 「第3次広島市消費生活基本計画」に基づく消費者施策達成目標の進捗状況について 【その他】 ○ 広島市議会における消費生活に係る質問について
2	11月28日	【議事(諮問案件)】○ 不当な取引行為の指定の変更について【報告事項】○ 広島市消費生活センターの運営について

(3) 広島市消費生活審議会消費者教育部会、消費者安全確保部会の開催

ア 消費者教育部会

口	開催日	内 容
1	1月29日	【議事】○ 消費者教育の推進に係る消費者施策(個別施策)の実施状況等について

イ 消費者安全確保部会

□	開催日	内 容
1	1月30日	【議事】 ○ 地域連携による安全・安心な環境づくりの推進について

2 消費生活行政推進のための施策

基本方針1 消費生活の安全・安心の確保

(1) 危害・危険の防止

ア 商品・サービスの安全性の確保

(7) 広島市消費生活条例に基づく事業者への調査・指導・勧告等

消費生活相談の際に、随時、事業者に改善を促すほか、「広島市消費生活条例」に基づき、 指導に従わない場合には、事業者名の制裁的公表まで行うことを前提とした指導を行ってい る。

また、消費生活関連法令等に違反する行為を事業者が行っている疑いのある場合には、事業者規制に係る権限のある国、広島県等の関係行政機関への情報提供や被害者の事情聴取への同意取得への協力などを行った。

・ 事業者への調査・指導・勧告等の実績 0件

イ 消費者事故の発生・拡大の防止

(ア) 製品の性能・欠陥等に対する原因究明の支援

製品の性能・品質・欠陥等に関する苦情相談に対して、迅速かつ的確に国等の関係機関に商品テストを依頼し、原因究明の支援を行い、消費者事故の再発防止等に努めた。

・ 商品テストの依頼件数 0件

(1) 消費者事故等への迅速な対応

生命・身体に影響するような重大事故等が発生した場合には、速やかに消費者事故に関する情報を消費者庁に通知し、被害の拡大防止を図った。

また、製品安全に係るホームページを刷新するとともに、消費生活センターの展示コーナーにて市民へ情報提供し、被害の発生や拡大の防止を図った。

・ 重大事故等の通知件数 2件

(2) 適正な取引環境の確保

ア 表示・規格・計量等の適正化

(ア) 家庭用品品質表示法等に基づく立入検査

家庭で使用する製品について、立入検査を実施し、必要に応じて指導等を行い、家庭用品 等の品質に関する表示の適正化を図った。

⑦ 「電気用品安全法」に基づく立入検査

広島市域内の販売店1店舗へ立ち入り、「電気用品安全法」に基づいて指定された電気 用品及び特定電気用品についてPSEマーク等の表示がない電気用品等が販売又は販売の 目的で陳列されていないか検査を行った。

			1
電気用品の区分	電気用品名	検査点数	不適正表示点数
電熱器具	電気ジャー	3	0
電動力応用機械器具	電気草刈機	1	0
光源及び光源応用機械器具	電気スタンド	3	0
交流用電気機械器具	シェーバー	1	0
リチウムイオン畜電池	電動工具	1	0
合	計	9	0

※ 電気用品のうち、「電気用品安全法施行令」で定められている電気用品及び特定電気用品 は、国の定める安全基準をクリアするなどの義務を満たしたことを示すPSEマークなどの 表示がないと販売又は販売の目的で陳列することができないこととされている。

特定電気用品



電気温水器 電熱式・電動式おもちゃ 電気ポンプ 電気マッサージ器 自動販売機 直流電源装置 など全116品目

特定電気用品以外の電気用品



電気こたつ 電気冷蔵庫 電気歯ブラシ 電気かみそり 白熱電灯器具 音響機器 リチウムイオン蓄電池 など全341品目

② 「消費生活用製品安全法」に基づく立入検査

広島市域内の販売店1店舗へ立ち入り、「消費生活用製品安全法」に基づいて指定された特定製品及び特別特定製品についてPSCマーク等の表示がない特定製品等が販売又は販売の目的で陳列されていないか検査を行った。

※ 検査は検査対象品目として指定されている消費生活用製品12品目のうちから1品目 を選定し行うものであり、令和6年度はライターを検査品目として選定し立入検査を行った。

製品名	検査点数	不適正表示点数
ライター	2	0
合 計	2	0

※ 消費生活用製品のうち、「消費生活用製品安全法施行令」で定められている特定製品及び 特別特定製品は、国の定める安全基準をクリアするなどの義務を満たしたことを示すPSC マークなどの表示がないと販売又は販売の目的で陳列することができないこととされてい る。

特定製品

家庭用の圧力なべ及び圧力がま 乗車用ヘルメット 登山用ロープ

石油給湯機 石油ふろがま 石油ストーブ 磁石製娯楽用品

吸水性合成樹脂製玩具

特別特定製品



乳幼児用ベッド 携帯用レーザー応用装置 浴槽用温水循環器 ライター

⑤ 「ガス事業法」に基づく立入検査

広島市域内の販売店1店舗へ立ち入り、「ガス事業法」に基づいて指定されたガス用品及び特定ガス用品についてPSTGマーク等の表示がないガス用品等が販売又は販売の目的で陳列されていないか検査を行った。

ガス用品名	検査点数	不適正表示点数
ガスこんろ	2	0
合 計	2	0

※ ガス用品のうち、「ガス事業法施行令」で定められているガス用品及び特定ガス用品は、 国の定める安全基準をクリアするなどの義務を満たしたことを示すPSTGマークなどの表示がないと販売又は販売の目的で陳列することができないこととされている。

特定ガス用品



半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器 半密閉燃焼式ガスストーブ 半密閉燃焼式ガスバーナー 付ふろがま ガスふろバーナー 特定ガス用品以外のガス用品



開放燃焼式・密閉燃焼式・屋外式 ガス瞬間湯沸器

開放燃焼式・密閉燃焼式・屋外式 ガスストーブ

密閉燃焼式・屋外式ガスバーナー 付ふろがま ガスこんろ

② 「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査

広島市域内の販売店1店舗へ立ち入り、「家庭用品品質表示法」に基づいて指定された 家庭用品について適正な品質表示の有無等について検査を行った。

	- ·	
家庭用品名	検査点数	不適正表示点数
繊維製品(手袋、布団カバー)	4	0
合成樹脂加工品(製氷用器具、バケツ)	3	0
電気機械器具(電気コーヒー沸器、卓上スタンド用蛍光灯器具)	4	0
雑貨工業品(椅子、腰掛け及び座椅子、歯ブラシ)	6	0
合 計	1 7	0

[※] 家庭用品のうち、「家庭用品品質表示法施行令」で定められている家庭用品については、 品質に関し表示すべき事項やその表示方法等を定めている。

適正な品質表示の例

全体表示

綿 100%

○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999 羊毛 50% カシミヤ 50%

○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999 COTTON50%ポリエステル30%再生繊維(セルロース)20%

○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999

分離表示

たて糸 綿 100% よこ糸 レーヨン 100%

○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999 地糸 ポリエステル 100% 柄糸 レーヨン 100%

○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999 本体 綿 50% 麻 50% 衿 ポリエステル 100%

○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999 身頃 綿 100% 袖 牛革

○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999

(1) 広島市消費生活条例に基づく表示基準の必要性等の検討等

消費者が商品やサービスを選択する際の判断基準となる表示等について、県と協議を行い条例に基づき事業者が遵守すべき基準の策定の必要性について検討するため県の現状及び検討状況の確認を行った。

イ 生活関連物資の安定供給

(ア) 物価の監視・調査等

日常生活に関連の深い生活関連物資について、消費生活モニターにより価格動向等の調査を行うとともに、ホームページで公表し、生活関連物資の安定供給を図った。

調査対象品目等	調査方法等
・日用品(6品目) 紙製ゴミ袋、クラフトテープ、乳幼児用紙おむつ、カセットガスボンベクリーニング代、ガソリン	小売店での店頭価格調査 ・定店方式
・食料品 (8品目) うるち米、鶏卵、キャベツ、ほうれんそう、にんじん、きゅうり 小麦粉、食用油	・毎月上旬~中旬に1回実施

(3) 事業者に対する指導

ア 国・県と連携した事業者指導

(ア) 国・県との情報交換

国・県の会議等に参加し、消費者被害等に関する情報交換を行い、悪質な消費者被害の防止に努めた。

会議名	開催日	主催
都道府県等消費者行政担当課長会議	4月23日	消費者庁
大都市消費者行政担当部課長連絡会議	6月18日	当番都市:名古屋市
中国地域消費者被害情報連絡会	7月29日	中国経済産業局
消費者行政ブロック会議	11月 6日	消費者庁
ブロック別消費生活センター所長会議	11月 6日	消費者庁
PIO-NET運営連絡会議	12月17日	独立行政法人国民生活センター

イ 広島市消費生活条例に基づく不当取引行為への対応

(7) 事業者からの事情聴取等の実施

不当な取引行為が懸念される場合には、事業者への事情聴取等を行うことで実態を把握するとともに、事業者と改善について協議を行い、事業活動の是正を図った。

・ 不当取引行為に関する指導等 0件

(1) 広島市消費生活条例に基づく不当取引防止のための情報収集

条例に定める不当な取引行為の禁止に係る運用について、他都市の取組について情報収集 し、不当取引の防止に努めた。

(4) 安全・安心な地域づくりの推進

ア 地域連携による安全・安心な環境づくりの推進

(7) 地域住民への情報提供

⑦ 配食サービスを利用した高齢者への情報提供事業

広島市高齢者配食サービス事業者に、高齢者の消費者被害についてのチラシ等を提供し、同サービスを利用している地域の高齢者に対し、食事とあわせてチラシを配布することで、消費者被害に関する注意等を促した。

- · 発行回数 12回
- · 発行部数 48,000部
- · 事業費 713千円

水 石口	内容		
発行月	表	裏	
7月	インターネットで買ったものはクー	楽しい話や安売り目当てに通ったら	
7月	リング・オフできません。	…高額な商品を買うはめに	
	通信販売の「定期縛りなし」という	SNS 上の投資グループ内で勧誘される	
	表記にご注意!	FX 取引に注意	
	クーリング・オフの通知方法知って	会員登録のつもりが…別サイトでの	
0 日	いますか?	サブスク契約に	
8月	 屋根工事の無料点検商法にご注意!	被害回復は困難!SNS 上で著名人を名	
		乗る投資話の勧誘に注意	
	強引な訪問購入にご注意!	冷静に判断して!美容医療サービス	
	短川な砂内購入にこ任息: 	のトラブル	
	出会い系サクラサイト商法にご注意	洗濯用パック型液体洗剤の誤飲に注	
1 1 🖽	ください!	意	
11月	個人名義の口座に振り込むように言	高額な前金を支払ったのに…リフォ	
	われたら要注意!	ーム工事の契約トラブル	
	商品が届かない!詐欺的なサイトの	SMS やメールでのフィッシング詐欺に	
100	被害にご用心	注意	
12月	ウォーターサーバーの勧誘トラブル	重大な事故につながるおそれも!長	
	にご注意!	期使用の石油ファンヒーター	
	パソコン両面に欠鉄数生が山よ!	実在する事業者をかたり未納料金を	
	パソコン画面に突然警告が出た!	請求する詐欺に注意	
2 🗖	「当選おめでとうございます。」等	残りわずか?焦らせて購入させるネ	
3月	の通知にご注意!	ット通販のわな	
	トイレの修理お願いしてみたら思わ	古いカセットボンベの取り扱いに注	
	ぬ高額請求!	意	

① 高齢者への消費生活相談周知事業 高齢者に消費生活センターを周知 し、消費生活相談につなげること で、消費者被害の未然防止・拡大防 止を図るために、高齢者いきいき活 動ポイント事業等の通知送付時にあ わせ、啓発チラシを配布した。

対象者 65歳以上の市民

· 発行回数 1回

· 発行部数 230,000部

事業費 543千円



⊕ 食材配達サービスを利用した消費者への情報提供事業

一般消費者向けに作成した消費生活サポーター募集についてのチラシを、生協ひろしまに食材配達時に併せて配布してもらうことにより、消費生活サポーターへの登録勧奨を行うとともに消費者被害に関する注意喚起を行った。

· 発行部数 70,000部

· 事業費 143千円



② 消費者啓発パンフレット等の作成等

消費者被害の未然防止及び消費者契約の知識普及のため、当センター展示コーナーのデジタルサイネージで啓発動画を放映した。また消費者啓発パンフレット等を購入し、小・中・高等・中等教育・特別支援学校、出前講座受講者、消費生活サポーター、地域包括支援センター、消費生活協力団体などに配布した。

消費者啓発パンフレット

名称	内 容	作成・ 購入部数(部)
新成人のための ステップアップ ガイド	新成人を対象に、「成人したら何が変わるのか」 等、消費生活に関わることを中心に解説	3,000
ぼくたち、わた したしのくらし を考えよう	小学生を対象にした消費者教育パンフレットで、「消費者ってなに?」「商品の選び方」「地球に優しい生活」「ネットの安全な使い方」について解説	1,000
つくろう!消費 者が主役の社会	高校生を対象にした消費者教育読本で、高校生が消費 者であることを自覚し、「消費者市民社会」を形成す る消費者になるための考え方や具体的な行動を紹介	1,000
小学生も消費者	小学生やその保護者を対象に、買い物をする際の注意 点やインターネットトラブルについて紹介	12,000
中学生も消費者	中学生やその保護者を対象に、買い物をする際の注意 点やインターネットトラブルについて紹介	12,000
はじめません か?エシカル消 費	エシカル消費とはどういうものなのか。具体的にどん な行動ができるのかなど、「エシカル消費」について 具体的に紹介	1,000

消費者啓発物品

名称	内 容	作成部数(部)
啓発用うちわ	消費者ホットライン188の連絡先入りうちわ	2,000
啓発用バッジ	カープコラボの消費生活センター紹介バッジ	6 0 0
啓発用エコバッ グ	カープコラボの消費生活センター紹介エコバッグ	3 0 0
啓発用リーフレ ット	消費生活センター紹介リーフレット	4,000
啓発用ボールペ ン	広島市消費生活センターの連絡先入りボールペン	1,000
啓発用クリアファ イル	消費生活センター紹介クリアファイル	3,000
啓発用ポケットテ ィッシュ	消費者トラブル啓発ポケットティッシュ	3,000

(1) 消費者安全確保部会の構成団体と連携した見守り体制の整備

令和5年度の消費者安全確保部会において議論した「消費者安全確保部会の構成団体等と連携した見守り体制の整備(案)」に基づき、構成団体等が実施する研修会等に当センター職員が参加したほか、構成団体が主催する取組の広報を行った。また、機会を捉えた啓発グッズの配布、メール通信の配信先を増やすなど、消費生活に関する情報提供に努めた。

(ウ) 見守り関係団体等との連携

消費生活協力団体に対する、高齢者等の消費者被害に関する情報提供(毎月実施)や、地域包括支援センター等と情報を共有し、消費者被害の未然防止や拡大防止を図った。

・ 地域包括支援センター等からの情報提供 83件

イ ぜい弱な消費者の権利擁護の推進

(7) 消費生活相談におけるぜい弱な消費者の権利擁護の推進のための関係機関の紹介

自立した消費生活が難しいと思われる場合には、家族や介護支援専門員などに権利擁護の ための制度や行政の福祉関係窓口を紹介し、利用を促すことにより、消費者被害の未然防止 につなげるよう努めた。

・ 地域包括支援センターや社会福祉協議会等を紹介した件数 49件

基本方針2 消費者の被害の救済

(1) 相談体制の充実

ア 相談機能の強化

(ア) 消費生活相談のデジタルトランスフォーメーション(DX)への対応

令和5年7月から開始したメール相談を引き続き実施したほか、国が令和8年10月から 稼働を予定している消費生活相談の新システムについて、本市におけるセキュリティ対策の 仕様の検討等を行った。

・ 令和6年度中のメール相談件数 44件

(イ) 消費生活相談での外国人への対応

日本語が十分理解できない外国人の相談対応時には、多言語で生活に関する相談などを行 う外国人相談窓口や音声通訳アプリを活用した。

イ 相談対応力の向上

(ア) 国民生活センター等主催の相談業務に係る研修への参加

国民生活センター等主催の研修に相談員(13人)を参加させるとともに、広島県等が実施した研修にも参加させ、専門知識を習得するとともに、総合的な能力の向上に努めた。

(1) 消費生活センター主催の相談業務に係る研修の実施

消費生活相談員研修として「消費者の誤解を誘引するネット広告からの定期購入について」 を開催した。

消費者トラブルの最新事案、困難事案についての事例検討会を関係団体と開催し、相談業 務体制の強化を図った。

実施日	講師	内 容	
1月25日	消費者政策 企画担当課長 (弁護士資格有)	特定商取引法に係る消費者トラブルについて	

(ウ) 弁護士会との事例検討会の実施

消費生活相談員から検討事例を募り、事例検討会を開催した。

実施日	講師	検討事例	
3月8日	広島弁護士会	住宅リフォームのトラブルに係る消費生活相談	
	所属弁護士	対応について	

(I) 消費者被害に関する広域的情報共有

全国消費生活情報ネットワークを活用し、全国又は広島広域都市圏等での消費生活相談等 に関する情報の把握に努め、注意喚起が必要な相談情報を入手した場合には、ホームページ や電子メールなどを活用し情報提供を行い、被害拡大の防止を図った。

また、相談情報をネットワークに登録することにより、全国の消費生活センターと情報共有を図るとともに、相談データの管理・検索の効率化を図った。

(オ) 相談員のあっせんによる契約トラブル等の解決

令和6年度消費生活相談の概要のとおり。

(カ) 弁護士による助言業務の実施

個別の相談事案に関する法的な問題について、相談者及び相談員が弁護士から助言を受けた(年50回)。

ウ 消費者紛争・訴訟への支援

(ア) 消費生活紛争調停委員会における調停等

消費生活紛争調停委員会における被害救済の調停及び訴訟費用の貸付の認定等の審議の実績はなかった。

(1) 適格消費者団体との連携

個々の相談処理にあたって被害拡大の恐れのある相談については、適格消費者団体への情報提供を勧め、被害の拡大防止に努めた。

エ 広島市消費生活センターの周知

(7) 消費生活情報紙の作成等

消費生活情報紙「知っ得なっとく」を年3回(6月、9月、2月)、6,000部(年間18,000部)作成・配布し、消費生活情報や苦情相談の事例等を消費者及び市町等関係機関へ情報提供することにより、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図った。

- · 事業費 201千円
- ・ 配布先 公的機関・施設、市内小・中・高等・中等教 育・特別支援学校・大学、民生委員 など



(イ) 市広報紙等を活用した情報提供

市の広報紙や広報番組、SNSなどを活用し、消費生活に関する情報を市民に提供することにより、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図った。

- ・市民と市政
 - 9月15日号 消費生活サポーターになりませんか
 - 12月15日号 毎日の生活の中にエシカル消費を
 - 2月15日号 若者が遭いやすいトラブルはこれ!
- ・ テレビ広報番組
 - 5月 5日放送 デジタル時代に求められる消費者力とは?
 - 9月22日放送 消費生活サポーターについて
 - 12月 8日放送 エシカルマップでエシカル消費!
 - 3月16日放送 人との繋がりが広がる新年度!消費者トラブルに気をつけて
- ・ ホームページ掲載内容
 - 消費者被害の注意喚起
 - 消費生活情報紙「知っ得なっとく」の掲載 など
- · SNS掲載内容
 - SNSやマッチングアプリで知り合った人から勧誘される副業のトラブルに注意 おやこ消費者学習会の開催
 - 「NTTファイナンス」を名乗る架空料金請求詐欺に注意!
 - SNSで投資グループに勧誘される詐欺的な投資トラブルに注意!
 - 高齢者が狙われています!不要品の回収を装った訪問購入に要注意!
 - 給湯器の点検にご注意ください!
 - フィッシング詐欺にご注意ください! など

(ウ) 消費者力向上キャンペーン事業

消費者自らの学習意欲を高めるため、消費者団体、事業者団体等と協力し、消費者月間や各種イベントに合わせて消費者啓発事業を実施することにより、消費者力の向上を図った。

区 分	開催期間等
パネル展示等	開催期間 5月1日~5月31日 開催場所 本庁舎及び各区役所 実施内容 《本庁舎》懸垂幕の設置 《各区役所》パネル展示及び啓発動画の放映
動画放映	開催期間 5月1日~5月31日 開催場所 区役所市民ロビー及び広島駅南口地下広場 実施内容 消費者被害防止 PR 動画の放映
デジタルサイネージで の配信	開催期間 5月16日~6月15日 実施内容 わが街ナビ(市内3箇所)及びブチエーサイネージ(i 内19箇所)で消費者月間を周知
消費者力向上キャンペ ーン in マツダスタジ アム	開催期間 7月9日 実施内容 消費者被害VR体験会の実施、啓発グッズの配布、啓 パネルの展示、大型モニターで消費者被害防止PR 画の放映



東区役所パネル展示



マツダスタジアムでのパネル展示



デジタルサイネージでの 配信画像



マツダスタジアムでのVR体験会



マツダスタジアムにて配布した 啓発グッズ

(2) 関係機関との連携

ア 行政機関との連携

(7) 市関係相談窓口との連携

相談内容に応じて、市内部の関連する窓口の連携により情報共有や問題解決に努めた。

(イ) 多重債務問題対策における関係機関等との連携

多重債務問題関係課長連絡会議において多重債務の相談状況や実状等の情報交換を行うと ともに、窓口で市民と接する関係課職員への研修会を開催し、相談窓口への誘導や多重債務 に苦しむ市民の早期発見に努めた。

なお、令和6年度の多重債務に関する相談件数は223件となり、令和5年度の185件 に比べて38件増加した。

The second secon		
名称	開催日	
多重債務問題関係課長連絡会議		
多重債務問題に関する研修会	11月1日(同日開催)	

(ウ) 県生活センターとの連携

消費生活相談において、行政処分の可能性がある案件については、県生活センターと情報 交換を行い、悪質な事業者の調査などに協力した。

(I) 県警との連携

消費生活相談において、犯罪につながる可能性がある案件については、警察への通報を奨励し、問題の共有を図った。

イ 相談機関等との連携

(ア) 弁護士会等との連携による相談会の実施

多重債務問題について、弁護士会及び司法書士会から相談員を招き、市民向けの無料相談 会を実施し、困難な事案の解決を図った。

· 実施日 11月18日、11月27日、12月8日

(1) 各種業界の相談窓口との連携

中国消費者窓口連絡協議会(CCAC)の勉強会に参加し、情報交換等を行うことで、消費者トラブルの解決に役立てた。

(3) 消費者意見の反映

ア 消費者施策への消費者意見の反映

(7) 消費生活相談における消費者の意見・要望等の把握・反映 相談員情報交換会や研修を通じて、消費者のニーズを検討し業務の向上に努めた。

(イ) 消費生活審議会への消費者団体、公募市民の参画

消費者団体、公募市民参画による消費生活審議会及び部会を開催し、意見を聴取した。 審議会等の開催状況については、1(2)及び(3)のとおり。

- (ウ) 消費生活モニター、ホームページにおける消費者の意見の募集 物価調査において消費生活モニターからの意見提出はなかった。
- (I) 市長への申出制度 消費者の権利が侵害されていることについて、市長への申出の事案はなかった。

基本方針3 消費者教育の推進

- (1) ライフステージに応じた消費者教育の推進
 - ア 学校における消費者教育の推進
 - (7) 消費者教育教材の作成等

消費生活について、わかりやすく学ぶための消費者教育教材や教員が指導するときに参考となる指導資料等を作成・配布することにより、自立した消費者の育成を図った。

⑦ 教員向け消費者教育オンライン講座―事例編―の作成 児童・生徒の相談事例と助言を中心としたオンライン講座を作成した。



② 啓発チラシ・リーフレット配布

小・中学生の消費者トラブル予防のための啓発チラシを、市立小・中・中等教育・特別支援学校、私立小・中学校の児童・生徒に約24,000部配布した。

また、高校生の消費者トラブル防止と成年年齢引き下げに係る啓発チラシを市立高校2、3年生に約5,000部配布した。



小学生向け



中学生向け

⑤ 「消費者教育情報」配信

市立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学等へ最新の消費生活情報の提供を行った。

配信内容(広島市立学校分)

発行年月日	内容
5月10日	「消費者教育情報」第1号 チラシ、パンフレットの配布について、「おやこ消費者学習会」の案内、教員向け研
07,110 Д	修会への講師派遣、出前講座の案内、「電気通信サービス Q&A」等の配付について 消費者庁で実施する外部講師を活用した消費者教育講座の御案内
	「消費者教育情報」第2号
7月11日	もうすぐ夏季休業 学校でもゲーム課金やネットの使い方について注意喚起を、
7/3111	「社会への扉」最新版について、国民生活センター主催「教員を対象とした消費者教 育講座」の御案内、出前講座の案内
	「消費者教育情報」第3号
8月29日	貸出し用ゲーム、VR体験会の案内、出前講座の案内
	「消費者教育情報」第4号
10月7日	貸し出し用DVD、食品ロス削減月間「スマイルひろしま広場」案内、子ども・若者
	サポート情報211号、出前講座の案内
	「消費者教育情報」第5号
11月25日	出前講座の紹介(今年度の様子)と案内、世の中に「うまい話」はありません、子ど
	も・若者サポート情報213号
	「消費者教育情報」第6号
12月18日	お金の使い方に要注意!年末年始は自由になるお金が増える時期です、広島市消費生
	活センターのホームページをぜひ御覧ください、出前講座の紹介(今年度の様子)
1月27日	「消費者教育情報」第7号
	エシカル消費、出前講座の紹介(今年度実施校の様子)
	「消費者教育情報」第8号
3月14日	教員向け消費者教育オンライン講座―事例編―の作成、子ども・若者サポート情報2
	17号

(イ) 消費者教育コーディネーターの学校訪問

消費者教育コーディネーターが広島市立河内小学校を訪問し、学校現場の情報収集や消費 生活センターからの情報提供を行うとともに、年間7回(1年生から6年生までと特別支援 学級)の児童に対して、計画的に消費者教育としての授業を試みた。

(ウ) 大学等における消費者教育の推進

大学等での出前講座の実施や、「消費者教育情報」の配信により、悪質商法等に係るトラブル防止を図った。

・ 大学等での出前講座実施 5 校 (広島市立大学、広島 YMCA 専門学校、広島大学法学部、 安田女子大学、広島市立看護専門学校)

・ 「消費者教育情報」の配信 8校

配信内容(大学等分)

発行年月日	内容
	「消費者教育情報」第1号
4月17日	消費者庁 消費者教育ポータルサイトの紹介、出前講座の案内、広島県警察のホーム
	ページ紹介
	「消費者教育情報」第2号
9月4日	消費者庁より新教材公開 鍛えよう消費者力「気づく」「断る」「相談する」、消費
	者トラブル(悪質商法)VR体験会の案内、出前講座の案内
	「消費者教育情報」第3号
3月26日	そのメール フィッシング詐欺!、簡単なタスクで稼げるとうたう副業トラブルに注
	意、推しに会えない可能性も! 転売チケットの購入トラブル、

イ 地域・家庭・職場における消費者教育の推進

(7) 消費生活出前講座の実施

学校、高齢者団体、地域で高齢者を支援する団体などに講師を派遣し、消費者トラブルの 実例などを通して、消費生活の基礎的知識の普及に努め、自立した消費者の育成と消費者被 害の未然防止や拡大防止を図った。

- · 委託先 公益社団法人広島消費者協会
- · 実施回数 114回
- · 実施時間数 140.5時間
- · 受講者数 5,745人
- · 事業費 4,382千円

【受講者アンケート結果】

受講者からアンケートを回収した割合69.8%

講義内容を今後「役立てていきたい」「少しは役立てていきたい」と回答した割合95.0%

(イ) 電子メディアに関する講習会の開催

小学4年生から6年生とその保護者を対象として、学習会を開催した。

- · 実施日 7月27日
- ・ テーマ スマホなどの使い方を考えよう (講師:電子メディア協議会)
 - ※ 次に記載する「おやこ消費者学習会」と同日開催

(ウ) 小学生向け夏休み研究学習会等の実施

夏休み期間中に、小学4年生から6年生とその保護者を対象とした「おやこ消費者学習会」 を開催した。

- · 実施日 7月27日
- ・ テーマ 買い物名人になろう (講師:金融広報委員会)
- ・ 開催実績 参加者 小学4~6年の児童9人(内兄弟が2組) 保護者7人 16人
- · 事業費 13千円

(I) 二十歳を祝うつどいにおける消費者啓発

二十歳を祝うつどいにおいて、消費者被害に関する情報を提供するなど消費者啓発を行い、 消費者力の向上を図った。





(オ) 消費者力向上キャンペーン事業

基本方針2(1)エ(ウ)に記載のとおり。

(カ) 消費者啓発用品の貸出

消費生活センターの展示コーナーに消費生活に関するパネルを展示するとともに、パネル 等の貸出しを行い、消費生活に関する基礎的な知識の普及に役立てた。

パネル展示、啓発用品の貸出状況

区分	場所	内 容		
展示	消費生活センター	時期に応じて、相談の多い事例の啓発パネルや即時性 のある注意喚起情報等を随時入れ替えながら展示		
貸出	公民館	公民館 1 か所(戸山公民館)に啓発パネル・タペスト リーを貸出		
貸出	各種学校	各種学校中学校又は高等学校6校へ啓発DVD及び啓発ゲーを貸出		
貸出	地域包括支援センター	地域包括支援センター(1箇所)へ啓発DVDを貸出		

※ 令和6年度特記事項

カスタマーハラスメントの問題が深刻化していることを踏まえ、カスタマーハラスメント への理解を深める資料を作成し、広島市ホームページへの掲載等を行った。

(2) 消費者教育推進のための人材の育成

ア 学校における人材の育成

(ア) オンラインによる消費者教育講座の実施

「教員を対象としたオンラインによる消費者教育講座―事例編―」を作成・周知(広島市立学校宛ての「消費者教育情報」第8号で配信)した。

(イ) 消費者教育コーディネーターによる教員への支援

教育委員会や学校と連携して、学校における消費者教育の現状と課題を把握し、各学校での取組を推進するとともに、消費生活に関する情報提供や消費者教育に係る実践指導等を行うことにより、学校での消費者教育の推進を図った。

ことにより、子及との行政自然自の正定と因うた。					
内 容	実施日				
河内小学校校内研修会での講話	河内小学校 7月24日				
教科研究会での講話	小学校 8月 7日 中学校 8月21日				
校長会での依頼	中学教頭会 9月2日 高等学校教頭会 7月29日				
教育委員会での依頼	広島市教育委員会指導課 4月 8日 広島市教育センター 4月22日				
教員採用前研修での講話	広島市教育センター 3月8日				

(ウ) 消費者教育をサポートする人材のあっせん

「消費者教育講師派遣のご案内」を作成・周知(広島市立学校宛ての「消費者教育情報」)した。

(I) 消費者教育コーディネーターの育成

消費者教育コーディネーターが、研修会への参加等により、消費者問題や消費者教育に関する知識等を身に付け、学校と連携した効果的な消費者教育の推進を図った。

開催日	研修名	主催
7月4日~5日	消費者教育推進のための研修	(独)国民生活センター
1月24日	消費者教育コーディネーター会議	(独)国民生活センター
3月28日	第8回消費者教育実践セミナー	(公財)消費者教育支援センター

イ 地域における人材の育成

(ア) 消費生活出前講座の実施

基本方針3(1)イ(ア)に記載のとおり。

(イ) 消費者大学の実施

消費者問題に対する関心を持ち続ける消費者を増やし、消費者活動を担える人材を育てることを目指す消費者大学を開講した。

- ・ 開講実績 8回講座(2時間/回)を開講[公益社団法人広島消費者協会へ委託]
- · 事業費 76千円

サ 木貝	1 0 111		1	
開講日	テーマ	講師	受講者数 (人)	
	オリエンテーション	広島市消費生活センター		
11月9日	消費者の役割(消費者問題、消費者	所長 山越 重範	2 2	
	行政など)	消費生活相談員 林 敬二郎		
	契約(特殊詐欺、SNS型投資・ロ	広島県警察本部生活安全総務課		
11月16日	マンス詐欺など)	特殊詐欺防止担当	2 3	
		課長補佐 土井 誠記		
1 1 1 0 0 1	インターネット(デジタルサービス	広島市電子メディア協議会	0.5	
11月30日	の普及とリスク)	インストラクター 内海 祐一郎	2 5	
	生活設計(身元保証人、ファミリー	なな行政書士法人	2 5	
12月7日	 信託、相続・遺言など)	代表行政書士 岡村 奈七江		
	衣生活(素材、管理、サイズ、買い	広島大学大学院		
12月14日	方など)	教授 村上 かおり	2 2	
	くらしの安全(製品安全4法、リコ	中国経済産業局産業部消費経済課		
	ール、製品事故など)	製品安全室 重田 和哉		
12月21日		 製品評価技術基盤機構	2 5	
		中国支所長 三谷 誠二		
	食生活(健康と栄養、高齢者の低栄	広島県栄養士会		
1月11日	 養、フレイル予防など)	 管理栄養士 高畑 江津子	2 3	
	環境(地球温暖化問題:消費者とし	広島消費者協会		
1月18日	てできること)	理事 吉田 悦子	0.5	
	懇談会(消費者協会の紹介など)		2 2	
	修了式			
	延べ受講者数		187	

(ウ) 消費生活サポーターの育成

高齢者等を消費者被害から守るための見守り活動を担う人材の育成のため、消費者問題に 関する専門知識や見守り活動のあり方を学ぶための講座をオンラインで随時受講可能とし、 消費生活サポーターの登録を呼びかけた。また、実地で消費生活サポーター研修会を実施 し、既存の消費生活サポーターの消費者力向上を行った。

· 登録者数:118人(3月31日現在)

(I) 消費生活協力団体の育成

様々な職種へ消費生活協力団体の登録を促し、新規委嘱団体を対象に、見守り講座をオン ラインで実施した。

· 登録団体数:131団体(3月31日現在)

(オ) 公益社団法人広島消費者協会への支援

公益社団法人広島消費者協会が実施する教育活動、調査研究活動、地区活動等に対する事 業補助を行うとともに、常勤職員人件費の補助を行った。

· 補助事業費計

6,909千円

事業補助

185千円

常勤職員人件費補助 6,724千円

公益社団法人広島消費者協会補助事業内容

(単位:千円)

区分	事業内容	事業費	市補助金額
教育・広報活動	会報の発行、啓発事業実施等	1 1 9	
調査研究・監視活動	各種研究・調査実施、企業との対話等	2	185
地区活動	地域学習会、地区連絡協議会の開催等	4 3	
会員の資質向上	リーダー派遣・育成事業等	2 1	
事務局費等	常勤職員人件費等	6,724	6,724
	合 計	6, 909	6, 909

(カ) 消費者の自主活動の場の提供

消費生活に関する研修や消費者の自主活動の場を提供するため、研修室(40人収容)を 無料で提供し、消費者団体等の自主的な活動を支援した。

研修室利用状況

区分	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
利用回数 (回)	1 2 6	184	179	1 0 1	9 2
利用者数(人)	866	1, 179	1, 356	1, 028	989

基本方針4 持続可能な社会の形成に向けた消費行動の推進

(1) エシカル消費の推進

ア エシカル消費の普及啓発

(ア) エシカルマップの作成

エシカルマップを作成し、ホームページ上で公開した。

登録事業者数:26事業者(3月31日現在)

(1) 消費者団体や事業者等と連携したエシカル消費の普及啓発事業

市の広報紙や広報番組でエシカル消費の普及啓発を行うとともに、エシカル消費を普及促進するための動画やチラシを作成し、環境政策課と連携した啓発活動や、イベント等で配布した。また、エシカル消費に積極的に取り組んでいる広島市立広島商業高等学校と連携し、情報交換や啓発イベント出展を実施した。

項目	実施日	内 容
出前講座の実施	7月18日	エシカル消費をテーマとした出前講座を実施した。
平和記念式典での普及啓発	8月6日	広島平和記念式典の冷水サービスにて、エ シカル消費のポスターを掲示した。
広報紙(「市民と市政」) への掲載	12月15日	「毎日の生活の中にエシカル消費を」とし て、エシカルマップの紹介を中心に、エシ
		カル消費の具体例などを紹介した。
広報番組(「鈴木福のミミ		「エシカルマップでエシカル消費!」とし
ヨリ!ひろしま」)での啓	12月8日	て、エシカルマップの紹介を中心に、エシ
発		カル消費の具体例などを紹介した。
啓発動画の放映		エシカル消費について紹介する30秒の啓
	_	発動画を、消費生活センター入口のサイネ
		ージや各種啓発イベントにて放映した。
展示ブース出展	6月~3月	・食品ロス削減イベント「ごみ減らそうデ
		ー」にて、エシカル消費のチラシを配布し
	0 11 0 0 11	た。
	9月28日	・地域イベント「koikoi 水辺フェスタ」
		にて、エシカル消費の普及啓発活動を実施
	108958	した。
	10月25日	・広島市立商業高校がそごう2階で実施し
	~11月5日	たポスター発表展示会において、エシカル
	100000	消費の普及啓発ポスター展示を行った。
	10月27日	・食品ロス削減イベント「スマイル!ひろ
		しま広場」にて、広島市立広島商業高校と
		連携し、エシカル消費の普及啓発活動を実
	2 1 1 5 1	施した。
	3月15日、	・広島みなとフェスタに出展し、エシカル
	16日	消費の普及啓発活動を実施した。

(2) 持続可能な社会の形成に向けた事業活動の推進

ア 消費者志向経営の推進

(ア) 事業者に向けた消費者志向経営の普及啓発

広島商工会議所支店長会との交流会において、消費者志向経営に関する資料を配布した。 また、消費者志向経営に関する事業者向けの説明資料を作成し、包括連携協定締結企業間と 情報交換会で発表した。

3 令和6年度(2024年度)広島市市民意識調査の結果

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

本市の施策や事務事業について、今後の進め方を検討するための基礎資料とする。 (消費生活に関する設問は57問中2問(問47、問48))

イ 方法

調査対象:令和6年(2024年)6月30日現在広島市内に在住する男女(18歳以上)

調査方法:広島市住民基本台帳より無作為に抽出した5,000人調査期間:令和6年(2024年)9月27日(金)~10月25日(金)

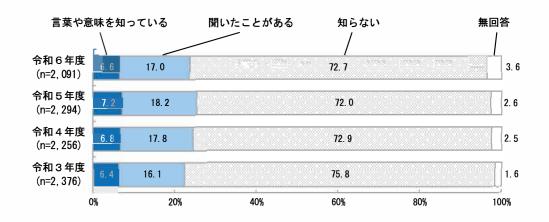
有効回収数: 2, 091件(有効回収率41.8%)

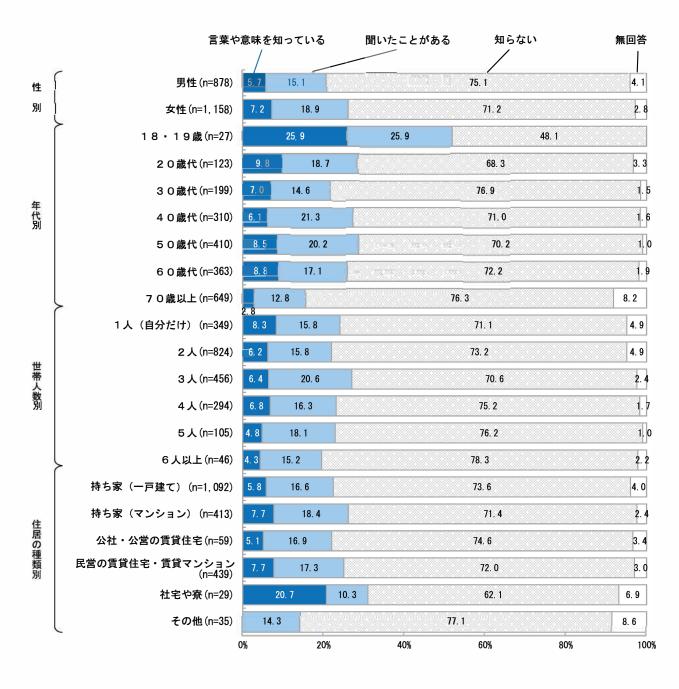
(2) 調査の結果(抜粋)

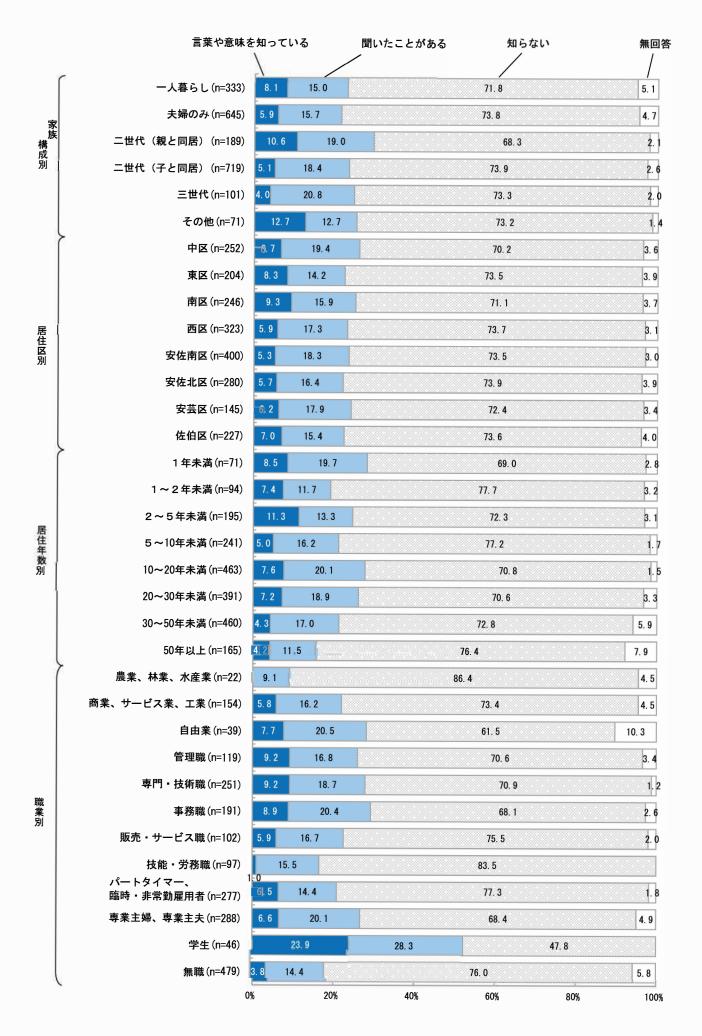
次のとおり。

問47 あなたは、「倫理的消費(エシカル消費)」(※)という言葉を知っていますか。

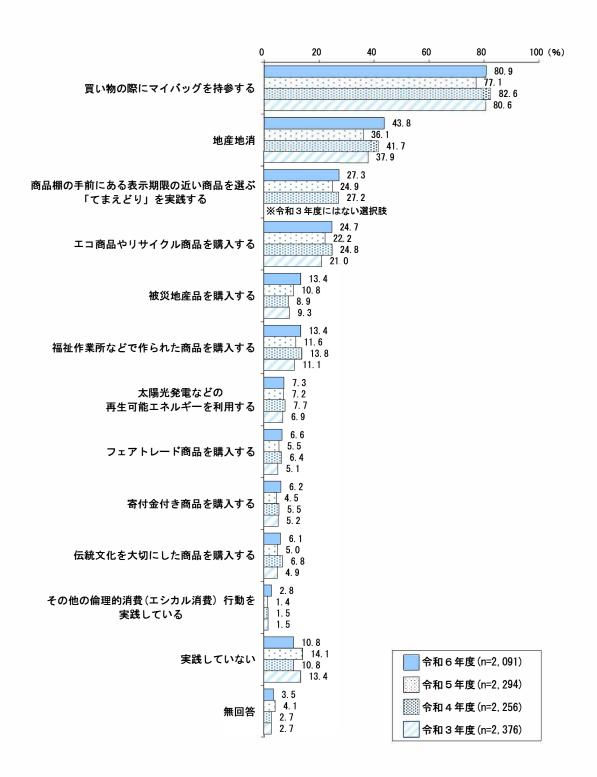
※ 消費者が、人や社会、環境、地域に配慮した商品やサービスを選んで消費すること。

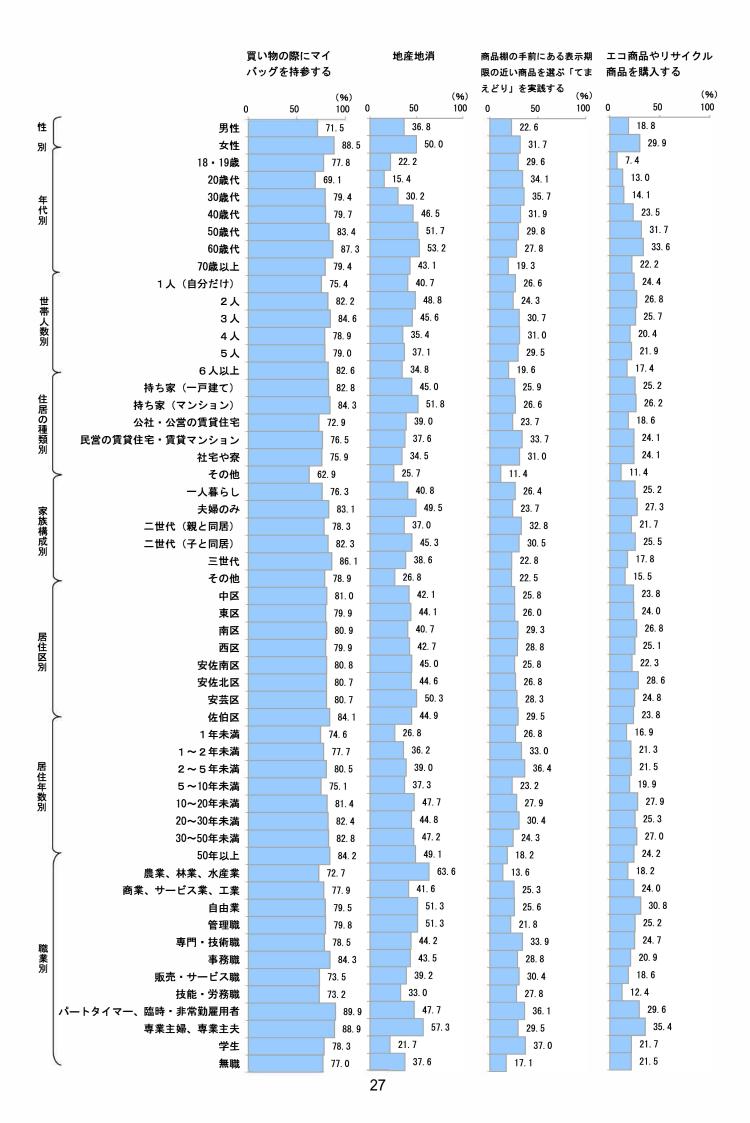






問48 次に掲げる行動(倫理的消費(エシカル消費))で、あなたが普段から実践しているものがあれば、いくつでも〇を付けてください(実践していない方は、「12. 実践していない」に〇を付けてください)。





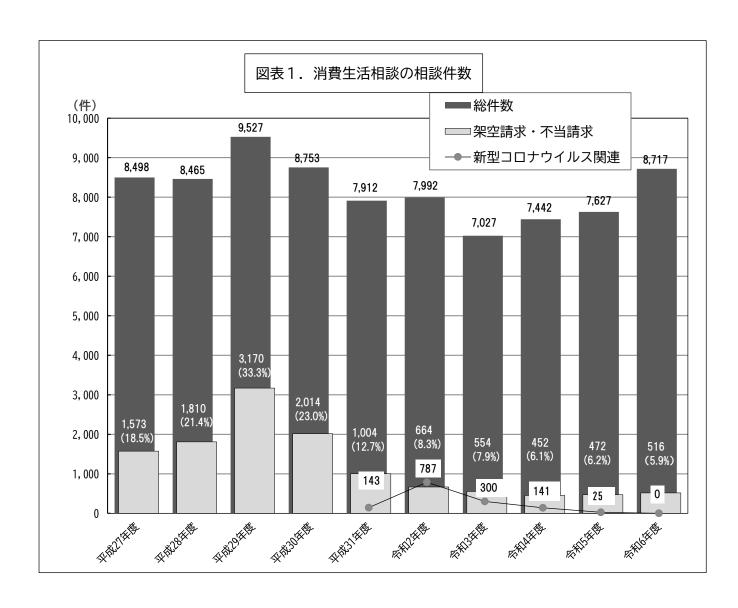
令和6年度消費生活相談の概要

1 消費生活相談の相談状況

(1) 消費生活相談の相談件数

令和6年度に広島市消費生活センターに寄せられた相談は全体で8,717件となり、前年度に比べ1,090件増加した。

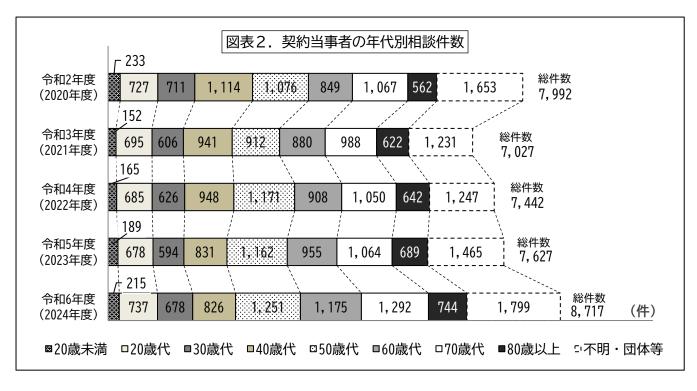
「架空請求・不当請求」の相談は、516件(総件数の5.9%)であり、前年度に比べ44件増加した。平成29年には総件数の33.3%を占めており、その後、毎年度減少していたが、令和5年度からは再び増加している。



(2) 年代別の相談推移

令和6年度の相談件数は、前年度に比べ「40歳代」では5件減少したが、それ以外の年代では、「20歳未満」が26件、「20歳代」が59件、「30歳代」が84件、「50歳代」が89件、「60歳代」が220件、「70歳代」が228件、「80歳以上」が55件増加した。

また、令和6年度の年代別の相談割合は、「70歳代」が14.8%と全年代で最も多かった。



2 商品・役務別の相談状況

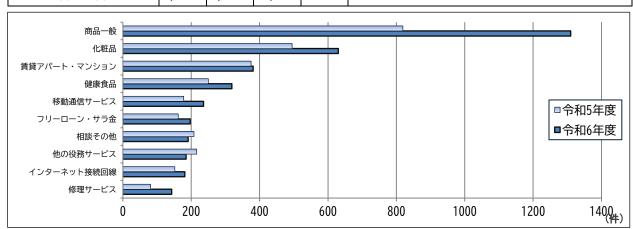
(1) 商品・役務別の相談件数

令和6年度の相談件数は、架空請求などの「商品一般」に区分される相談が前年度と同様に最 も多く、前年度に比べ491件増加した。

相談件数が増加したものとしては、「商品一般」が491件(160.0%)、「化粧品」が135件(127.3%)、「賃貸アパート・マンション」が6件(101.6%)、「健康食品」が69件(127.6%)、「移動通信サービス」が58件(132.6%)、「フリーローン・サラ金」が35件(121.6%)、「インターネット接続回線」が29件(119.1%)、「修理サービス」が62件(176.5%)増加した。

相談件数が減少したものとしては、「相談その他」が17件(69.3%)、「他の役務サービス」が31件(85.6%)減少した。

		図表	3. 商	品・役剤	多別の相	目談件数(上位 10 位)
順位	区分	令和 6 年度 (件)	令和 5 年度 (件)	前年度 差 (件)	前年度 比 (%)	主 な 内 容
1	商品一般	1,310	819	491	160.0	ル、代引きで届いた頼んだ覚えのない商品など
2	化粧品	630	495	135	127.3	意図しない定期購入、基礎化粧品、シャンプー、除 毛剤、ファンデーションなど
3	賃貸アパート・マ ンション	381	375	6	101.6	J J N/4C
4	健康食品	319	250	69	127.6	意図しない定期購入、ロイヤルゼリー、ダイエット サプリなど
5	移動通信サービス	236	178	58	132.6	携帯電話サービス、モバイルデータ通信など
6	フリーローン・ サラ金	197	162	35	121.6	消費者金融・クレジットカード会社からのローン (借金)の整理、過払い金請求など
7	相談その他	191	208	▲17	91.8	個人間のトラブル、労働問題、アンケート調査、交 通事故など
8	他の役務サービス	185	216	▲31	85.6	パソコンのウィルス対策、占いサイトなど
9	インターネット接 続回線	181	152	29	119.1	プロバイダー、インターネット回線の電話勧誘販売 など
1 0	修理サービス	143	81	62	176.5	トイレの水漏れやガス給湯器の訪問販売など
	その他	4, 944	4, 691	253	105.4	
	合 計	8,717	7,627	1,090	114.3	



(2) 年齢構成別の商品・役務別の相談件数

ア 若年層(30歳未満)

令和6年度の総件数は952件で、前年度に比べ85件増加した。脱毛エステや美容エステの契約などの「エステティックサービス」の相談及び迷惑メールや不審な電話、架空請求などの「商品一般」の相談が最も多かった。

イ 一般層(30歳代~50歳代)

令和6年度の総件数は2,755件で、前年度に比べ168件増加した。「商品一般」の相談が最も多く、次いで乳液や化粧クリーム、シャンプーの定期購入などの「化粧品」の相談が多かった。

ウ 高齢層(60歳以上)

令和6年度の総件数は3,211件で、前年度に比べ503件増加した。「商品一般」の相談が最も多く、次いで「化粧品」の相談が多かった。

図表4. 年齢構成別の商品・役務別の相談件数(上位5位)

	若年層(30 歳未満)							
	令和 6 年度(総件数 952 件)							
順位	区 分	件数	順位	区 分	件数	順位	区 分	件数
1	エステティックサービス	88	1	エステティックサービス	107	1	エステティックサービス	127
1	商品一般	88	2	商品一般	62	2	賃貸アパート・マンション	60
3	賃貸アパート・マンション	80	3	賃貸アパート・マンション	61	3	インターネットゲーム	41
4	医療サービス	57	4	インターネットゲーム	59	4	商品一般	39
5	インターネットゲーム	49	5	内職・副業その他	47	5	内職・副業その他	35

	一般層 (30 歳代~50 歳代)								
令和 6 年度 (総件数 2,755 件)				令和 5 年度(総件数 2,587 件)			令和 4 年度(総件数 2,750 件)		
順位	区 分	件数	順位	区 分	件数	順位	区 分	件数	
1	商品一般	264	1	商品一般	228	1	化粧品	273	
2	化粧品	201	2	化粧品	188	2	商品一般	232	
3	賃貸アパート・マンション	149	3	賃貸アパート・マンション	176	3	賃貸アパート・マンション	144	
4	健康食品	92	4	健康食品	94	4	相談その他	89	
5	フリーローン・サラ金	76	5	フリーローン・サラ金	71	5	健康食品	87	

	高齢層(60 歳以上)							
	令和 6 年度(総件数 3,211 件)	4	令和 5 年度(総件数 2,708 件)			令和 4 年度(総件数 2,601 件))
順位	区 分	件数	順位	区 分	件数	順位	区 分	件数
1	商品一般	441	1	商品一般	325	1	商品一般	340
2	化粧品	354	2	化粧品	247	2	化粧品	261
3	健康食品	171	3	健康食品	113	3	相談その他	92
4	移動通信サービス	95	4	 他の役務サービス	85	4		85
5	他の役務サービス	82	5	インターネット接続回線	70	5	移動通信サービス	74

3 販売購入形態別の相談状況

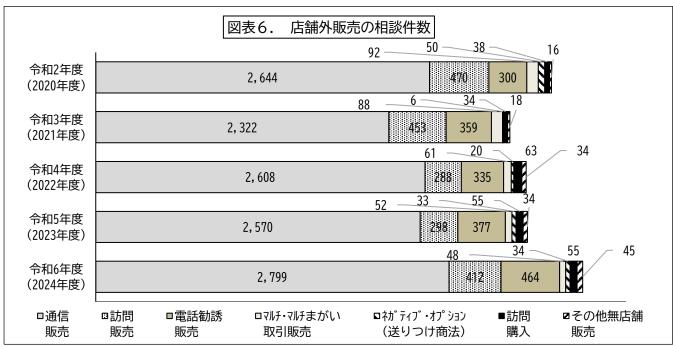
(1) 販売購入形態別の相談件数

令和6年度における店舗購入の相談件数は1,216件となり、前年度に比べ55件増加した。

店舗外販売の相談件数は、3,857件となり、前年度に比べ438件増加し、消費生活相談の総件数8,717件のうち、店舗外販売が占める割合は、44.3%となり、前年度とほぼ同じ割合であった。

また、店舗外販売のうち、相談件数が多いものは、「通信販売」が2,799件と最も多く、次いで「電話勧誘販売」が464件、「訪問販売」が412件であった。

		図表5. 販売購	入形態別の相談件数	
令和2年度 (2020年度)	1, 045 (13. 1%)	3, 610 (45. 1%)	3,337	
令和3年度 (2021年度)	958 (13. 6%)	3, 280 (46. 7%)	2,789 総件数 (39.7%) 7,027	
令和4年度 (2022年度)	1, 048 (14. 1%)	3, 409 (45. 8%)	2,985 (40.1%) 総件数 7,442	
令和5年度 (2023年度)	1, 161 (15. 2%)	3, 419 (44. 8%)	3,047 (40.0%) 総件数 7,627	
令和6年度 (2024年度)	1, 216 (13. 9%)	3,857 (44.3%)	3,644 総件数 (41.8%) 総件数 8,717	;
		□店舗購入 □店舗外	販売 ♀不明・無関係	



(2) 店舗外販売の相談件数

ア 通信販売

総件数2,799件のうち、乳液や化粧クリーム、シャンプーの定期購入などの「化粧品」 の相談が最も多く、次いでダイエットサプリなどの「健康食品」の相談が多かった。

イ 電話勧誘販売

総件数464件のうち、プロバイダー契約などの「インターネット接続回線」の相談が最も 多く、次いでパソコンのウィルス対策、占いサイトなどの「他の役務サービス」の相談が多か った。

ウ 訪問販売

総件数412件のうち、トイレの水漏れやガス給湯器などの「修理サービス」の相談が最も 多く、次いで家屋の屋根の修繕などの「屋根工事」の相談が多かった。

図表7. 店舗外販売ごとの相談件数(上位5位)

1 通信販売 (総件数 2,799 件)

順位	区 分	件数
1	化粧品	586
2	健康食品	271
3	商品一般	181
4	紳士・婦人洋服	81
5	インターネットゲーム	69

2 訪問販売 (総件数 412 件)

順位	区分	件数
1	修理サービス	59
2	屋根工事	32
3	インターネット接続回線	30
4	ガス瞬間湯沸器	20
5	他の役務サービス	18

(3) 電話勧誘販売 (総件数 464 件)

順位	区分	件数
1	インターネット接続回線	73
2	他の役務サービス	57
3	内職・副業その他	40
4	商品一般	32
5	電気	25

④ マルチ・マルチまがい 取引販売

(総件数 48 件)

順位	区分	件数
1	内職・副業その他	6
2	その他金融繋連サービス	5
2	商品一般	5
2	浄水器	5
5	健康食品	4

⑤ ネガティブ・オプション ⑥ 訪問購入 (送りつけ商法)

(総件数 34 件)

	(10011 200 0 1 11 7	
順位	区分	件数
1	商品一般	16
2	他の身の回り品	2
2	魚介類全般	2
4	インターネット接続回線	1
4	カレンダー	1

(総件数 55 件)

順位	区分	件数
1	商品一般	13
2	アクセサリー	11
3	和服	5
4	四輪自動車	3
4	家具類	3

⑦ その他無店舗販売 (総件数 45 件)

順位	区分	件数
1	移動通信サービス	4
2	健康食品	2
2	内職・副業その他	2
2	和服	2
2	解錠サービス	2

(3) 年齢構成別の通信販売の相談件数

ア 若年層(30歳未満)

令和6年度の総件数は306件で、前年度に比べ34件減少した。オンラインゲームなどの「インターネットゲーム」の相談が最も多く、次いで乳液や化粧クリーム、シャンプーの定期 購入などの「化粧品」の相談が多かった。

イ 一般層(30歳代~50歳代)

令和6年度の総件数は1,078件で、前年度に比べ150件減少増加した。「化粧品」の 相談が最も多く、次いでダイエットサプリなどの「健康食品」の相談が多かった。

ウ 高齢層(60歳以上)

令和6年度の総件数は1,122件で、前年度に比べ82件増加した。「化粧品」の相談が最も多く、次いで「健康食品」の相談が多かった。

図表8.年齢構成別の通信販売の相談件数(上位5位)

	若年層(30 歳未満)										
令和 6 年度(総件数 306 件)				令和 5 年度(総件数 340 件)			令和 4 年度(総件数 308 件)				
順位	区 分	件数	順位	区 分	件数	順位	区 分	件数			
1	インターネットゲーム	48	1	インターネットゲーム	55	1	インターネットゲーム	39			
2	化粧品	21	2	内職・副業その他	22	2	化粧品	29			
3	商品一般	18	3	化粧品	21	3	健康食品	17			
4	紳士・婦人洋服	15	3	商品一般	21	4	内職・副業その他	16			
5	内職・副業その他	14	5	出会い系サイト・アプリ	18	4	出会い系サイト・アプリ	16			

	一般層(30 歳代~50 歳代)										
令和 6 年度 (総件数 1,078 件)				令和 5 年度(総件数 928 件)			令和 4 年度(総件数 1,216 件)				
順位	区 分	件数	順位	区 分	件数	順位	区分	件数			
1	化粧品	191	1	化粧品	227	1	化粧品	260			
2	健康食品	83	2	健康食品	87	2	健康食品	81			
3	 商品一般	64	3	商品一般	66	3	商品一般	71			
4	紳士・婦人洋服	38	4	他の役務サービス	35	4	紳士・婦人洋服	67			
5	娯楽等情報配信サービスその他	25	5	紳士・婦人洋服	28	5	アダルト情報	32			

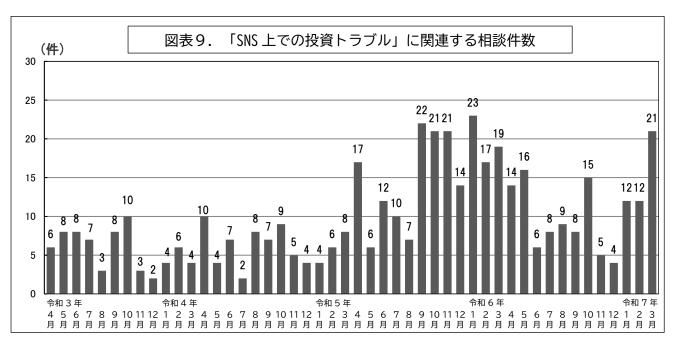
	高齢層(60歳以上)										
令和 6 年度(総件数 1,122 件)				令和 5 年度(総件数 1,040 件)			令和 4 年度 (総件数 852 件)				
順位	区 分	件数	順位	区分	件数	順位	区 分	件数			
1	化粧品	334	1	化粧品	177	1	化粧品	245			
2	健康食品	146	2		86	2	商品一般	74			
3	商品一般	54	3	商品一般	67	3	健康食品	57			
4	 医薬品類	34	4	#士・婦人洋服	49	4	アダルト情報	27			
5	他の役務サービス	33	5	内職・副業その他	27	5	紳士・婦人洋服	26			

4 注目事例

(1) 「SNS上での投資トラブル」に関連する消費生活相談

ア 相談件数

相談件数は、令和3年度の69件、令和4年度の74件に比べ、令和5年度には189件と 急増した。令和6年度は130件と減少したものの、高い水準で推移した。



イ 年代別の相談件数

年代別の相談件数を年度ごとでみると、令和4年度で最も多かったのは、20歳代の16件、令和5年度で最も多かったのは、40歳代の36件、令和6年度で最も多かったのは20歳代の26件だった。

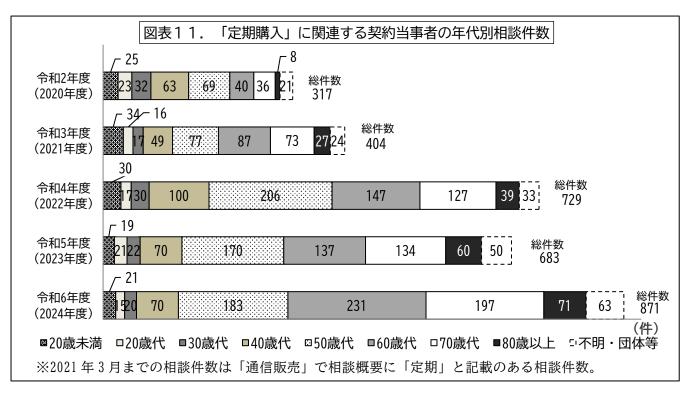
図表10.「SNS上での投資トラブル」に関連する年代別の相談件数

令和 6 年度(総件数 130 件	令和 5 年度(総件数 189	件)	令和 4 年度(総件数 74 件)		
年 代	件数	年 代	件数	年 代	件数
20歳未満	3	20歳未満	7	20歳未満	0
20歳代	26	20歳代	34	20歳代	16
30歳代	15	30歳代	19	30歳代	12
40歳代	20	40歳代	36	40歳代	12
50歳代	14	50歳代	30	50歳代	9
60歳代	21	60歳代	34	60歳代	11
70歳代	19	70歳代	19	70歳代	10
80歳以上	7	80歳以上	0	80歳以上	2
無回答	無回答 5		10	無回答	2

(2) 「定期購入」に関連する消費生活相談

ア 相談件数

相談件数は、令和4年度に急激に増加し、令和5年度は若干減少したが、令和6年度は87 1件で、前年度に比べ188件増加した。年代別でみると、60歳代及び70歳代で相談件数が非常に増加している。



イ 商品・役務別の相談件数

令和5年度、令和6年度ともに、乳液や化粧クリーム、シャンプーの定期購入などの「化粧品」に関する相談が最も多く、次いでダイエットサプリなどの「健康食品」に関する相談が多かった。「化粧品」に関する相談は、令和5年度に108件減少し、415件となっていたが、令和6年度は531件で前年度に比べ116件増加した。

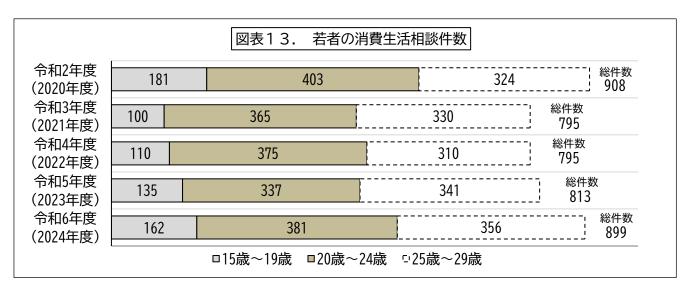
図表12. 「定期購入」に関連する商品・役務別の相談件数(上位10位) 令和6年度(総件数871件) 令和5年度(総件数683件) 順位 区 分 件数 順位 区分 件数 1 531 1 415 化粧品 化粧品 230 167 健康食品 健康食品 3 39 29 医薬品類 タバコ用品 15 24 4 飲料 4 医薬品類 9 9 タバコ用品 飲料 7 他の保健衛生用品 8 6 商品一般 防虫・殺虫用品 8 防虫・殺虫用品 6 6 3 8 調理食品 6 ペット用品 2 9 メガネ・コンタクトレンズ 商品一般 10 2 2 ペット用品 9 書籍

36

(3) 若者の消費生活相談

ア 相談件数

相談件数は、令和3年度、令和4年度とも795件、令和5年度は813件、令和6年度は899件となり、前年度に比べ86件増加した。年代別でみると、令和6年度は20歳~24歳の件数が381件と最も多く、次いで25歳~29歳の356件、15歳~19歳の162件となっていた。



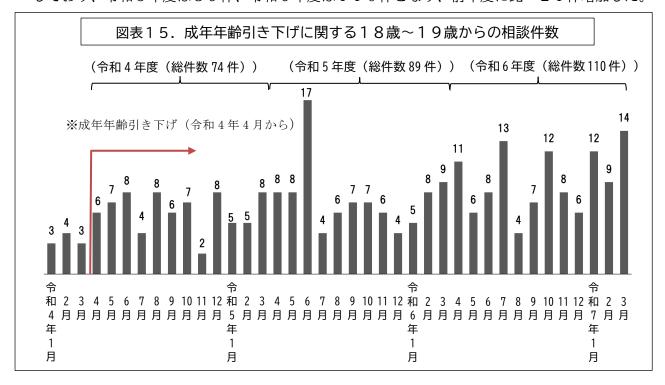
イ 商品・役務別の相談件数

商品役務別でみると、15歳~19歳、20歳~24歳ではともに、脱毛エステや美容エステの契約などの「エステティックサービス」の相談が最も多く、次いで迷惑メールや不審な電話、架空請求などの「商品一般」が多かった。25歳~29歳は、賃貸アパートの契約、原状回復に関するトラブルなどの「賃貸アパート・マンション」の相談が最も多く、次いで「商品一般」の相談が多かった。

	図表14. 若者からの相談における商品・役務別の相談件数(上位10位)										
15 歳~19 歳(総件数 162 件)					20 歳~24 歳(総件数 381 件	=)					
順位	区分		件数	順位	区 分	件数	順位	区 分	件数		
1	エステティックサ-	-ビス	28	1	エステティックサービス	46	1	賃貸アパート・マンション	49		
2	商品一般		17	2	商品一般	37	2	商品一般	33		
3	インターネットゲ-	-ム	12	3	賃貸アパート・マンション	26	3	フリーローン・サラ金	24		
4	紳士・婦人洋服		11	4	医療サービス	25	3	医療サービス	24		
5	化粧品		9	5	内職・副業その他	23	5	内職・副業その他	15		
6	医療サービス		8	6	フリーローン・サラ金	19	6	エステティックサービス	14		
7	移動通信サービス		6	7	修理サービス	13	7	移動通信サービス	9		
8	賃貸アパート・マン	ション	5	8	その他金融関連サービス	9	8	携帯電話	7		
9	他の教養・娯楽サー	ービス	4	8	インターネット接続回線	9	9	インターネット接続回線	6		
9	健康食品		4	8	移動通信サービス	9	9	他の役務サービス	6		

ウ 成年年齢引き下げに関する18歳~19歳からの相談件数

18歳~19歳からの相談件数については、成年年齢が引き下げられた令和4年度以降増加しており、令和5年度は89件、令和6年度は110件となり、前年度に比べ21件増加した。



エ 成年年齢引き下げに関する18歳~19歳の商品・役務別の相談件数

18歳~19歳の商品・役務別の相談件数は、令和4年度、令和5年度、令和6年度いずれ も、「エステティックサービス」の相談が最も多く、次いで、令和5年度、令和6年度ではと もに、迷惑メールや不審な電話、架空請求などの「商品一般」の相談が多かった。

図表16. 成年年齢引き下げに関する18歳~19歳からの商品・役務別の相談件数

令和6年度(総件数110件)			令和5年度(総件数89件)			令和 4 年度(総件数 74 件)			
順位	区分	件数	順位	区 分	件数	順位	区 分	件数	
1	エステティックサービス	27	1	エステティックサービス	14	1	エステティックサービス	13	
2	商品一般	12	2	商品一般	9	2	 化粧品	6	
3	紳士・婦人洋服	6	3	内職・副業その他	5	3	移動通信サービス	5	
4	医療サービス	5	4	他の役務サービス	4	4	内職・副業その他	4	
4	賃貸アパート・マンション	5	5	健康食品	3	5	インターネットゲーム	3	